

最高裁秘書第1603号

令和4年5月31日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和4年5月24日に答申（令和4年度（最情）答申第5号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情）諮問第47号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和3年12月27日（令和3年度（最情）諮詢第47号）

答申日：令和4年5月24日（令和4年度（最情）答申第5号）

件名：司法修習予定者に送付した書類について書き込みをしてもよいことが分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「司法修習予定者に送付した書類については、要返却資料も含めて司法修習予定者が書き込みをしてもいいことが分かる文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年11月22日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出は、令和3年11月15日に最高裁判所に対してされた開示申出人の説明を踏まえ、「司法修習予定者に送付された書類について、個別の資料ごとに書き込みをしてよいが分かる文書ではなく、書類一般の取扱いとして書き込みをしてもよいことが分かる文書の最新版」の開示を求める趣旨と整理した。

この点、要返却資料も含む配布した書類一般の取扱いとして、書き込みを禁

止する旨の定めはなく、特段の指示がない限りは書き込みを行っても差し支えないものとして取り扱われているところ、このことを記載した文書を作成する必要はない。念のため、本件開示申出に係る文書を保有している可能性がある部署において対象文書を探索したが、同文書につき作成も取得もしていなかつた。

苦情申出人は、本件対象文書が本当に存在しないか不明である旨主張するが、上記のとおり存在しなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年12月27日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和4年4月14日 審議
- ④ 同年5月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所は、本件開示申出について、「司法修習予定者に送付された書類について、個別の資料ごとに書き込みをしてよいかが分かる文書ではなく、書類一般の取扱いとして書き込みをしてよいことが分かる文書の最新版」の開示を申し出るものと整理したことであり、本件開示申出書の記載及び令和3年11月15日に最高裁判所に対してされた苦情申出人の説明を踏まえれば、本件開示申出について上記のとおり整理したことは合理的である。

当委員会庶務を通じて確認したところ、司法修習予定者に送付された書類について、要返却資料も含む配布した書類一般の取扱いとして、書き込みを禁止する旨の定めはなく、特段の指示がない限りは書き込みを行っても差し支えないものとして取り扱われていることが認められた。上記確認結果を踏まえれば、上記取扱いについて記載した文書を作成する必要はないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、

本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子